

2026 年度知財ビジネスマッチング事業に係る

資料提供依頼・意見募集について

令和 8 年 3 月 4 日

概要

2026 年度知財ビジネスマッチング事業の実施に向けた検討に当たり、実施方法や本事業を実施する上で必要な費用の概算について、広く情報提供を依頼します。

事業内容（詳細は別添のとおり）

近年、VUCA の時代が到来し、ニーズが多様化すると共に、技術革新スピードが革新している社会状況の中で、これまで通り、1 社の企業のリソースのみで商品を企画し、その技術を開発することは非常に困難な状況となっている。そのような中、他者との共創を通して、開発にかかる時間やコストの短縮を図る、または、これまでにない技術の開発を目指すオープンイノベーションに注目が集まりつつある。

大企業等が保有する開放特許（以下、シーズ）は、大企業等と中小企業とのオープンイノベーションのツールの 1 つとなる可能性も秘めているが、その内容の専門性から、「ニーズに合うシーズを見つけられない」「シーズの内容を正確に理解ができない」「シーズを起点とした商品アイデアが発想できない」といった特有のハードルが原因で、知財専門家以外で、シーズの活用が難しい状況が続いていた。当局では、生成 AI を活用したマッチングツール（以下、AI ツール）の開発や、シーズの公開方法を見直すことで、シーズ情報へのアクセス性を向上させ、環境改善に取り組んでいるところである。

本事業では、近畿経済産業局管内（以下、近畿管内）の中小企業等とシーズとのマッチングにおいて、AI ツールに加え、生成 AI を活用した既存サービス等を活用することで、シーズの探索にとどまらず、商品アイデアの発想（以下、アイディエーション）までの過程をよりスピード感をもって実施できるよう、実証的に支援を行う。その結果、従前と比べて、トライアンドエラーのサイクルを繰り返し挑戦しやすい環境が実現し、事業化まで至るモデル事例が増加することも期待できる。本支援等で得られた結果を基に、開放特許のマッチングの裾野拡大のために機運醸成にも取り組む。

資料提供依頼・意見募集期間

令和 8 年 3 月 4 日（水）～令和 8 年 3 月 11 日（水）

資料提供依頼・意見募集内容

事業内容に関連し、以下のような情報について資料の提供をお願いいたします。

1. 事業実施に関する費用の参考見積もり
(実施内容の項目ごとの費用内訳を添えること)

その他

- ・本件により、実際の調達等参加時の評価等に影響を与えることはありません。
- ・資料提供に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とします。

- ・提出された資料等は、本件事業の調達等に係る検討にのみ使用します（提出された資料等は返却しません）。なお、必要に応じて追加資料の提供を求めることがあります。
- ・提出されたご意見・資料等は、当局が内容を確認します。それ以外の第三者に無断で資料等を開示することはありません。なお、ご意見・資料等に対する回答を行うことはございません。
- ・本件にて当局との間で共有する全ての情報について、開示、漏洩、または本依頼以外の目的による使用は禁止します。

提出先、お問合せ先

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 地域経済部 知的財産室

担当：小野、葛原、中原

電話：06-6966-6016

E-MAIL：bz1-kin-chizaihonbu@meti.go.jp

事業内容(別添)

※あくまで現時点版であり、今後修正が生じる可能性があります。

事業の目的

近年、VUCA の時代が到来し、ニーズが多様化すると共に、技術革新スピードが革新している社会状況の中で、これまで通り、1 社の企業のリソースのみで商品を企画し、その技術を開発することは非常に困難な状況となっている。そのような中、他者との共創を通して、開発にかかる時間やコストの短縮を図る、または、これまでにない技術の開発を目指すオープンイノベーションに注目が集まりつつある。

大企業等が保有する開放特許(以下、シーズ)は、大企業等と中小企業とのオープンイノベーションのツールの1 つとなる可能性も秘めているが、その内容の専門性から、「ニーズに合うシーズを見つけられない」「シーズの内容を正確に理解ができない」「シーズを起点とした商品アイデアが発想できない」といった特有のハードルが原因で、知財専門家以外で、シーズの活用が難しい状況が続いていた。当局では、生成 AI を活用したマッチングツール(以下、AI ツール)の開発や、シーズの公開方法を見直すことで、シーズ情報へのアクセス性を向上させ、環境改善に取り組んでいるところである。

本事業では、近畿経済産業局管内(以下、近畿管内)の中小企業等とシーズとのマッチングにおいて、AI ツールに加え、生成 AI を活用した既存サービス等を活用することで、シーズの探索にとどまらず、商品アイデアの発想(以下、アイディエーション)までの過程をよりスピード感をもって実施できるよう、実証的に支援を行う。その結果、従前と比べて、トライアンドエラーのサイクルを繰り返し挑戦しやすい環境が実現し、事業化まで至るモデル事例が増加することも期待できる。本支援等で得られた結果を基に、開放特許のマッチングの裾野拡大のために機運醸成にも取り組む。

本仕様書における用語の定義

「シーズ」: 企業や研究機関等が保持する技術等であって、①権利化(特許その他の知的財産権を取得)されている又はその見込みであり、かつ②その保持者が他社によるそのシーズの活用について前向きであることを意思表示している技術等。本事業で扱うシーズは、当局のシーズ集(後述)に掲載されている技術等、又は独立行政法人 工業所有権情報・研修館(INPIT)が運営する開放特許情報データベースに登録されている技術等を想定するが、それ以外の技術等であっても、①と②の要件を満たすことが確認できる場合は、本仕様書における「シーズ」とする。

「シーズ集」: 本事業に参画しているシーズの説明資料(以下、「シーズ掲載資料」とする。)をまとめたもの。当局の管理の下、当局ホームページ(下記)上で発信している。

参考(当局ホームページ): https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shiensaku/maching/maching_page_seeds.html

「シーズ掲載者」: シーズ集に掲載されているシーズの保持者。

「支援対象企業」: 本事業において個別の支援(事業 C)を受けている中小企業。事業 C の個別の支援の対象は、事業当局が管轄する近畿2府5県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)に位置する中小企業とする。なお中小企業の定義は、中小企業基本法第二条の規定に準ずる。

「個別案件」: 請負事業者が事業 C における個別の支援を進めている案件。

「支援機関等」: 近畿管内各府県や市町村等の自治体や金融機関、商工会や商工会議所、産業支援センター、公設試等の技術支援機関等を指す。

「生成 AI を活用したマッチングツール」: 近畿経済産業局が「2025 年度知財ビジネスマッチングにおける AI を活用した自動検索機能の有効性調査事業」で開発したツール。Chat GPT の GPTs の機能を活用し、入力されたニーズ(求める技術シーズまたは自社属性等)を基に、入力内容を分析し、当局のシーズ集または開放特許情報データベースに掲載されたシーズの中から該当するシーズをピックアップし、非専門家にもわかりやすいシーズの内容を表示できるツールを指す。

「近畿経済産業局管内」: 近畿経済産業局が管轄する近畿2府5県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)を指す。

事業内容

本事業の目的を達成するため、請負事業者は以下の業務を行う。

事業 A: 管理・全体業務

事業 B: イベント等の開催

事業 C: AI ツール等を活用した中小企業へのマッチング支援

事業 D: 検討会の設置

事業 A は、事業遂行に必要な管理業務のほか、本事業に必要な媒体および情報等の整備など、事業 B および事業 C が円滑に実施できるように実施する。事業 B は、事業実施に必要な関係者の発掘または事業 PR につながるイベントを実施する。事業 C は、AI ツールおよび既存の生成 AI サービス等を活用した、中小企業に対するシーズのマッチング支援を行う。事業 D は、事業 C の実施内容等を踏まえた、本事業で今後取り組むべき方向性等を検討するために検討会を実施する。

事業 A: 管理・全体業務

A① 事業進捗管理と報告

(実施内容)

請負事業者は、本事業を円滑に進めるため事業全体の進捗を管理し、月に1回程度、当局との会議を行う。当局との会議では、事業 A～D の進捗状況、今後の予定並びにそれらにかかる課題や今後の方針を整理し、当局に報告すること。

(実施方法)

- ・ 当局との会議は原則「Microsoft Teams」を利用したオンライン形式で、1回あたり2時間程度の実施を想定する。
- ・ 事業の実施上、速やかに当局に共有する必要がある場合は、上記の会議とは別に速やかに打合せを設定すること。別途、当局から進捗状況の照会を受けた場合は、当局の指示の下、打合せの実施、資料の更新・共有等を行う。業務の遂行において疑義が生じた場合は、当局へ報告し、当局からの指示に従うものとする。
- ・ 事業 C の個別案件の進捗を報告する際は、支援対象企業ごとに進捗、検討状況をまとめた「支援案件管理表」等を用いて、最新状況が適切に共有できるように努めること。
- ・ 支援案件管理表の様式は、契約後速やかに当局へ提出し、当局から修正指示を受けた場合はそれに従うこと。当該表は、支援対象企業ごとに、企業情報(事業概要等)、担当者とその連絡先、支援を実施することになった経緯、事業 C の支援状況、直近の検討状況や今後の動き等の情報が簡潔にまとめられているものを想定する。

A②: シーズ掲載者、シーズ集の管理

(実施内容)

- ・ 請負事業者は、事業期間中、シーズ集の管理のため、シーズ掲載者との連絡窓口としての事務を行うこと。シーズ掲載者の連絡先や調整状況に変更があった場合は、シーズ掲載者の企業名、窓口となる連絡先をまとめた「シーズ掲載者リスト」に記録し、A①の当局の会議のタイミング等で当局に共有すると共に、事業完了時にも最終版の当該リストを当局に提出すること。
- ・ シーズ掲載者が、シーズ掲載資料の更新を希望した場合、またはその他の企業がシーズ集への新規掲載を希望した場合、請負事業者は、更新又は新規掲載を希望するシーズの内容や更新点をメール、電話等で聴取するとともに、シーズ掲載資料の記載事項、掲載に関する留意点、手続き等を案内すること。シーズ掲載資料案(更新案含む)が提出された際は、請負事業者は、内容を確認し、必要に応じて修正の依頼を行い、確定版のシーズ掲載資料を受領した後、それを当局に提出すること(当局ホームページのシーズ集への掲載作業は当局が実施する)。なお、事業期間中に発生するシーズ掲載資料の新規掲載・更新は最大 20 件程度を想定する。ただし、1 社につき、複数のシーズ掲載資料の更新、追加を一度に行った場合は、あわせて 1 件とカウントする。

(実施方法)

- ・ 「シーズ掲載者リスト」は、本事業開始時に、当局から請負事業者提供に提供される。請負事業者は原則それ以上書きする形で情報を更新すること。
- ・ 請負事業者が当局に対し、新規シーズ掲載者を提案することも妨げないが、その場合は当局の確認を得てから、その者に提案すること。
- ・ シーズ掲載資料案を受け取った際は、閲覧者がその技術内容がイメージしやすく、活用を検討しやすい内容になっているか事務局で内容を確認する。その際、当局にもシーズ掲載資料案を共有し、内容に問題ないか確認を求めると。
- ・ シーズ掲載資料案の修正では、字句修正の他、シーズの用途や活用可能性、シーズ掲載者が協力できる範囲などを掲載希望者から聴取し、可能な限りシーズ掲載資料案に反映するよう掲載希望者に依頼すること。
- ・ シーズ掲載資料は、掲載希望者による自由様式とするが、活用できる企業像、技術の内容や活用例、技術の優位性、活用時のポイント、提供条件等の情報を含むものとする。事業開始後、当局から請負事業者に対し、掲載にかかる留意点や掲載手続きに関する情報と併せて、参考の様式を共有する。

A③: AIツールの維持管理

(実施内容)

- ・ 請負事業者は、当局から提供された内容を基に、AIツールの管理、維持を行う。
- ・ A③において、シーズ集の情報に変更があった時には、生成 AI ツールの検索対象の更新作業を行う。
- ・ Open AI 社が提供する Chat GPT のアップデート等により、機能に不具合が発生した場合、設定内容の調整を行う。

(実施方法)

- ・ AI ツールは、Open AI 社が提供する Chat GPT の GPTs 機能を使用しているため、請負事業者は、本事業開始時に、Chat GPT の GPTs 機能を使い、カスタム GPT を作成できるアカウント(Chat GPT Plus 等の有料アカウント(推奨))を取得すること。契約締結後、当局から AI ツールの設定内容を提供(Microsoft Word を想定)するため、その内容に従って設定を行い、事業期間中その維持をすること。

- ・ シーズ集に変更があった場合、その内容が AI ツールに反映されるよう更新作業を行うこと。更新作業の方法は、契約締結後にその方法をまとめたマニュアルを提供する。事業期間中に最大5回程度の実施を想定する。
- ・ 請負事業者は、ChatGPT のアップデートにより、表示されるべき項目(シーズンタイトル、シーズン概要、シーズの特許番号、選定理由、シーズ集の掲載 URL 等を想定)が表示されない、または当初想定されている検索対象の中から検索できない等の不具合が発生した場合には、AI ツールの設定内容を調整し、その不具合の解消に努めること。
- ・ サービスの大幅なアップデートや提供終了等の理由により、ChatGPT GPTs の機能を使った AI ツールの維持・管理が困難になった場合には、事前に当局に報告した上で、代替のサービス等を活用する等にして、AI ツールの維持・管理に必要な対策を講じること。

A④: 事業完了時の実施報告書、その他リストなどの提出

請負事業者は、本仕様書における事業 A~D の実施結果や、事業 C の個別案件の進捗状況等を記載した実施報告書を作成し、事業期間中に作成した資料やリストとともに当局に提出すること。

事業 B: イベントの開催

B①: イベントの開催

(実施内容)

下記の条件を満たす AI ツールや開放特許等をテーマにしたイベントを計3回実施する。

概要	AI ツールや開放特許等をテーマとしたもので、主には、①事業 C のマッチング支援の実施に先立ち、その支援対象企業の候補である中小企業等、または支援対象企業の発掘において連携が期待できる支援機関等の発掘を目的とするもの(それぞれ 1 回、計 2 回)、②本事業の実施内容・成果を発信し、来年度以降の連携機関の探索やさらなる機運醸成を目的とするもの(1回)、の2種類を想定する。
日時	契約日から 2027 年 2 月 26 日までの平日のいずれか、午後の 3 時間程度とする。
場所	近畿管内に所在する中小企業等および支援機関等が参加しやすい交通アクセスが良い会議室(最大 50 名程度が現地参加できる会場を想定)
対象	近畿管内の中小企業又は支援機関等
プログラム	AI ツール等を起点に、これまで開放特許活用への興味が薄かった中小企業等/支援機関等に対し、開放特許の魅力等を伝え、その活用を促すことに繋がる内容を想定する。座学形式だけではなく、可能な限り、交流会、ワークショップ等参加者の交流や意見を述べる機会があるプログラムが望ましい。
講師・登壇者	開放特許等の活用について知見のある専門家等(弁理士、ビジネスコンサルタント、技術移転を専門とする者、開放特許のマッチングに取り組む企業の担当者等)最大 2 名程度
開催方法・形式	開催府県以外の参加も可能とするため、原則、リアル+オンラインのハイブリッド形式を想定する。

※過去の実施内容は、近畿経済産業局 HP を参考にすること。

近畿経済産業局 HP(知財ビジネスマッチング事業:

https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/02shiensaku/maching/maching_top.html

(実施方法)

- ・ 請負事業者は、契約締結後、当局と打ち合わせを 1 回行い、その結果および実施内容を踏まえたイベントの企画案を作成し、当局に提示する。その他請負事業者が必要と認めるプログラムがあれば、それを追加することも妨げないが、当局に事前に報告する。
- ・ 当局は、原則、提示された案から選択する形で開催内容を決定する。
- ・ 開催内容の決定後、請負事業者は、その内容に合わせて、講師への登壇依頼、開催に必要な会場・機材の確保を行う。それに伴い発生した、謝金、旅費（開催にあたり講師に交通費を伴う移動が発生する場合）、会場・機材費を支払うこと。
- ・ 講師依頼後、請負事業者は、講師および当局とで事前打ち合わせを実施すること。打合せの実施に際しては、日程調整、関係者への連絡（会議 URL の発行含む）、議事録の作成等を行う。打合せは原則 WEB 会議とし、最大1時間程度の実施を想定する。内容に応じて、講師 2 人分の打ち合わせをまとめて1回で実施することも妨げない。
- ・ 原則、各セミナーの開催1か月前までに、開催案内媒体（チラシであれば、A4 カラー両面1枚程度）を作成し、公開する前に、登壇講師および当局に作成案を共有すること。開催案内媒体は、セミナータイトル、開催日時、会場、開催形式、プログラム内容（講演内容、講師情報を含む）、参加費（無料）、申し込み方法、問合せ先といった情報を含み、テーマやプログラムが把握しやすく、集客効果が高まるような構成やデザイン内容となるよう工夫すること。
- ・ 広報開始時には、請負事業者は、特設ウェブサイトを開設し、イベントの広報、参加者受付等を行うこと。特設ウェブサイトのデザイン等については、請負事業者からの提案内容の中から当局が指定し決定するため、事前に当局との協議を行うこと。イベントにおいて特設ウェブサイトを活用することが望ましくないと判断した場合は、当局の指示に従い、当該ウェブサイトを使用せず、広報、参加者受付を行うこと。当該ウェブサイトは、参加募集開始時から本事業の終了時まで運用し、事業終了前にインターネット上から削除した後、当局に報告すること。
- ・ 募集期間中は、請負事業者が持つソーシャルネットワークサービスやメールマガジン、過去のコネクション等を通じて、対象者に該当する属性の者に対し、セミナーの開催情報を周知し、参加を促す。当該イベントの参加者が 50 名以上（リアル・オンラインそれぞれの参加者数の合計）となるように広報に努めること。
- ・ 請負事業者は、参加申込の情報を管理し、募集期間中は1週間に1回程度当局に申込状況を報告する。また、申込締切後には、最終版の申込者一覧を提出する。
- ・ 募集期間中に外部からセミナーの内容について問合せがあれば回答する。その他、請負事業者では回答できないと判断した問合せについては、当局に報告し指示を仰ぐこと。
- ・ セミナー開催日の約1週間前までに、アンケート案を作成し、当局に提出する。アンケート内容は、セミナーの満足度、参加の動機その他、知財ビジネスマッチングの支援希望意向を確認できるものとし、A4 両面1枚程度の分量を想定する。
- ・ 講師から、セミナー開催日までに講演資料を受け取り、事前に印刷および配布の可否を確認する。その確認結果を踏まえ、前項で作成したアンケートを含めた当日の配布資料の印刷等（両面カラー60 ページ程度）を行う。なお、印刷部数は、リアル会場での参加者数（最大 50 名分程度を想定）に合わせて対応すること。
- ・ オンライン参加者に対しては、オンライン参加用の URL を事前に発行し、事前に電子メール等で送付する。前項において、講師から配布可能と回答を得た資料があれば、オンライン参加用 URL と併せて電子媒体の資料を配布する。
- ・ 請負事業者は、セミナー開催当日に、印刷した配布資料の持込み・配布、会場設営、参加者の受付対応、講師対応・飲料手配（外部講師のみ）、セミナー運営（オンライン配信含む）、司会進行、オンライン配信内容の記録（録画）、アンケートの回収を行う。
- ・ アンケートの回収方法等を工夫することで、アンケートの回収率が参加者の 70%程度となるように努めるこ

と。

- ・ イベント終了後は、申込者の参加状況の取りまとめおよびアンケートの回答結果の集計を行い、セミナー開催日の約 2 週間後をめどに、当局にその結果を提出すること。
- ・ セミナー開催当日に、オンライン配信内容を記録(録画)したデータについて、当局への提出時のデータ形式は MP4 等を想定するが、当局への事前相談の上、形式を変更することは妨げない。なお、請負事業者での動画の編集作業は不要とする。

事業 C: AIツール等を活用した中小企業へのマッチング支援

(実施内容)

請負事業者は、シーズ活用のモデル事例の創出を目的に、シーズの活用に興味を持つ近畿管内の中小企業(支援対象企業)に対して、シーズのマッチング支援を実施する。原則、下記の流れに沿って支援を進めることを想定するが、AIツールに加え、生成AIを活用した既存サービス等を活用することで、シーズの探索にとどまらず、商品アイデアの発想までの過程をよりスピード感をもった支援が実施できるよう工夫すること。なお、事業期間を通して、最大 15 社程度への支援の実施を想定する。

支援 a: 支援開始前の意向確認

支援対象企業の候補となる中小企業等に対し、ヒアリングを行い、支援の利用意向や利用希望の経緯などを聴取し、支援対象企業として支援を開始してよいか確認するとともに、中小企業等の意向と支援内容に齟齬が生じている場合には、支援内容の説明を行うこと。

支援 b: ニーズの発掘、整理

支援対象企業に対し、ヒアリングを行い、シーズの活用目的や今後の事業展開方針、技術課題等といった、支援対象企業に親和性があるシーズを探索するのに必要な情報を聴取、整理すること。

支援 c: シーズの探索・提案

支援 b のヒアリングを踏まえ、支援対象企業に有益かつ親和性が高いと思われるシーズを探索し、当該支援対象企業に対して、シーズの情報を提示すること。シーズを探索する際には、AI ツール等も活用し、支援対象企業の興味を引き出すような提案を心がけること。

支援 d: シーズを起点としたアイデア発想

支援 c で提示したシーズを起点に、事業化イメージ例を作成・提示し、支援対象企業の事業構想策定のサポートを行う。事業化イメージ例を作成する際は、生成 AI を活用した既存サービス等も利用し、より効果的な情報を提示できるよう工夫すること。

支援 e: 支援対象企業およびシーズ掲載者との仲介

支援 d を実施した結果、支援対象企業の利用意向に応じて、シーズ掲載者とのシーズ詳細の確認または面談等に向けた調整を行うこと。支援対象企業から、シーズ掲載者との面談前に、シーズ詳細を確認したいと要望があった時には、請負事業者が回答またはシーズ掲載者からの回答を仲介する。直接シーズ掲載者との面談を希望する場合は、シーズ掲載者との面談の場を設定するとともに、その場に同席し、支援対象企業をサポートすること。

支援 f: ライセンス契約のアドバイス

支援対象企業が、支援 e のシーズ掲載者との面談を経て、ライセンス契約等の具体的なケースについて相談を求める場合(又は当局または請負事業者が支援対象企業にその必要があると認める場合)、請負事業者は、その実施支援対象企業に意向確認の上、弁護士等の専門家に相談の対応を依頼する。

支援 g: 検討状況のフォローアップ

請負事業者は、支援対象企業に対して、支援 a～f を実施した結果として、シーズの活用についての検討・試作等の状況や意向について定期的に確認し、マッチング支援案件管理表に記録すること。

知財支援対象企業 1 社で、複数のシーズについて検討・試作を行っている場合は、シーズ毎の状況を確認すること。確認の結果、支援対象企業の検討・試作が止まっている場合は、当局に報告し、指示を仰ぐこと。

(実施方法)

- ・ 請負事業者は、支援対象企業に対し、通常、支援 a～f の順で支援を進め、定期的に支援 g により状況確認を行うことを想定するが、支援状況により、一部の項目を省略・複数回実施すること、順番の入れ替えや、途中で支援が終了することもありうる。
- ・ 支援対象企業は、事業 B のイベント参加者、または事業 B のイベントをきっかけに連携した支援機関等から紹介を受けた中小企業等を想定する。支援対象企業の候補となった段階でまず支援 a を実施し、その結果を当局に報告すること。当局は、その内容を基に、支援対象企業にしても差し支えがないか検討・決定する。
- ・ 請負事業者が独自に発掘した企業を支援対象企業に加えることも可能とする。いずれの場合も、支援対象企業の定義に合致するか事前に確認をし、当局に事前に報告をした上で支援 a を実施すること。
- ・ 企業間の協議の結果として、ライセンス契約以外の、共同開発などのパートナーシップを視野にいれたマッチングも対象からは除外しない。
- ・ それぞれの支援対象企業の支援の進捗状況は、支援対象企業ごとに進捗、検討状況等をまとめた「支援案件管理表」を作成、更新することで、常に最新情報を漏れなく把握するように努める。また、A①で実施する定例会議のタイミング等で、適宜当局にも提出し、適切な情報共有に努める。
- ・ 支援対象企業がシーズとのマッチングを検討する際に、知財トラブル(シーズ掲載者とのトラブルの他、「アイディエーションの結果、開放特許の権利範囲外のものになった」「アイディエーションの権利帰属が不透明」、「アイデアが第三者の権利に抵触していないか」等)が生じないよう、知財に関する基礎的な助言を行うなどサポートに努める。状況に応じて、各府県に設置されている知財総合支援窓口等の支援機関等も活用する。
- ・ 支援 a～f の実施にあたって、シーズ、または開放特許のマッチング等に関する高度な知見が必要と判断した場合は、適切な外部の専門家または既存の外部サービス等も積極的に利用すること。
- ・ 支援 a、b、e、f は面談形式での実施を、その他はメール又は電話等での実施を中心に想定するが、請負事業者の判断で適切と認められる場合には、各支援の実施方法を変更することも妨げない。
- ・ 支援対象企業への面談形式での支援は、対面またはオンラインでの面談(1～1.5 時間程度)の形式で実施を想定する。それに伴い、請負事業者は日程調整・場所の設定(対面の場合、当局または支援対象企業への訪問)、出席者への連絡、議題及び論点の整理、議事進行、支援対象企業への質問、議事録の作成を行う。
- ・ 全体の面談件数のうち 3 回に 2 回以上はオンラインで実施することを想定する。
- ・ 議事録は、面談後速やかに作成し、原則実施後 1 週間をめぐりに当局に共有すること。
- ・ 各支援対象企業に対し、初めて行う面談形式の支援には、原則として当局も同席するため、それを踏まえて日程調整等を行うこと。2 回目以降の面談形式の支援は、当局が不在の状態でも実施することも妨げない

が、日程調整を行う前に当局に報告する。

事業 D: 検討会の設置

(実施内容)

事業 C の支援結果等を踏まえ、今後のビジネスマッチング事業の運用や目指すべき方向、その際の注意点等について検討し、その結果を取りまとめるための検討会を設置し、その運営を行う。

(実施方法)

- ・ 検討会は、4 名以上の委員から構成され、うち1名を座長とする構成とする。委員は、当局が指定することを想定するが、その他請負事業者が有用と認める者がいる場合にはそれを提案することも妨げない。当局が指定した委員への就任依頼等に必要な連絡先は、契約締結後、当局が提供する。
- ・ 検討会を構成する委員は、近畿管内で幅広く企業支援に携わる者、特許情報分析における AI 活用に対する見識がある者、開放特許のマッチング支援に携わるコーディネーター経験がある者、知的財産活用支援を行う機関に所属する者等を想定する。
- ・ 検討会は、リアル・オンラインハイブリッド形式で 2 時間程度を1回実施し、会場は当局会議室を無償で提供する。委員等の都合により、リアルでの実施が難しい場合には、オンラインのみの開催も妨げない。
- ・ 検討会で議論する内容は、知財ビジネスマッチング事業におけるマッチングの裾野拡大に繋げるため、AI ツール等を利用した中小企業等のマッチング支援の結果等を踏まえた今後取り組むべき事項や方向性、支援の際に知財面で留意すべき事項等を想定する。なお、知財面で留意すべき事項としては、主に、「アイディエーションの結果、開放特許の権利範囲外のものになった」「アイディエーションの権利帰属が不透明」、「アイデアが第三者の権利に抵触していないか」等の知財トラブルに発展しかねないリスク等を想定する。
- ・ 検討会開催にあたっては、請負事業者は、委員の委嘱手続き、謝金および旅費の支払い、日程調整、事前の論点整理、会場設営、委員への飲料の提供（外部委員のみ）、配布資料の手配、議事進行、議事録作成を行う。
- ・ 本検討会で発生する謝金は、各府省等申合せ「謝金の標準支払基準」のうち、「講演等謝金支払基準」別表2の「大学教授級」に該当することを想定する。
 - ・ （参考）各府省等申合せ「謝金の標準支払基準」
[謝金の標準支払基準\(PDF/247KB\)](#)
- ・ 検討会開催にかかる委員の旅費については、東京—当局(大阪間)の移動を 2 名分、大阪府内—当局(大阪)間の移動を 2 名分と想定する。
- ・ 開催後には、検討内容を議事録にまとめ、速やかに当局に提出する。

事業期間

事業期間は、契約締結日から 2027 年 3 月 26 日までとする。